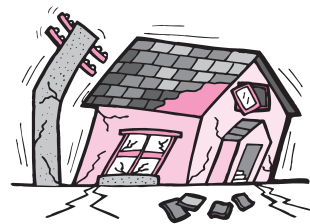


4. 能登半島地震により被害を受けた皆様方へ



「雑損控除申告説明会」を開催します。

地震などの災害によって、損害を受けたときは、一定の要件の下で確定申告を行うことで、所得税の軽減又は免除することができます。

今回の説明会は、確定申告に向けた雑損控除額の具体的な計算が中心となりますので、申告予定の方は、是非ご参加ください。(作成済みの確定申告書は、収受いたします)

開催日	時間		開催場所
平成 20 年 1 月 15 日 (火)	午前	9 時 30 分～ 12 時	志賀町役場 1 階大会議室
	午後	2 時～ 4 時 30 分	
平成 20 年 1 月 16 日 (水)	午前	9 時 30 分～ 12 時	富来活性化センター 大ホール
	午後	2 時～ 4 時 30 分	
平成 20 年 1 月 24 日 (木)	午前	9 時 30 分～ 12 時	志賀町役場 1 階大会議室
	午後	2 時～ 4 時 30 分	
平成 20 年 1 月 25 日 (金)	午前	9 時 30 分～ 12 時	富来活性化センター 大ホール
	午後	2 時～ 4 時 30 分	

※ 全ての日時において同じ内容ですので、ご都合の良い時間にお越しください。

【持参書類】

- ① 被害を受けた資産の明細（資産内容、取得時期、取得価格等）の分かるもの
- ② 被害を受けた資産の取壊し費用、除去費用その他これに類する費用で、被害に関連して支出した金額の明細の分かるもの及びその領収書
- ③ 被害があったことによって受け取った保険金、損害賠償金、災害見舞金等の金額が分かるもの（支給見込額も含む）
- ④ 市町村から「り災証明書」の交付を受けている場合には、同証明書（写しも可）または被害のあったことが分かるものを持参していただくようお願いします。
- ⑤ 筆記用具、計算機
- ⑥ 給与所得者の方は、「平成 19 年分給与所得の源泉徴収票」を持参してください。

●お問合せ 七尾税務署 (Tel 0767-52-9336) 税務課 (Tel 0767-32-9142)

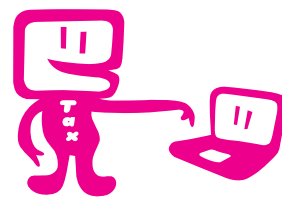
5. 障害者控除を受けるための「認定書」を発行します。

平成 19 年 12 月 31 日現在 65 歳以上の要介護認定等を受けている方について、寝たきり状態や認知症など精神上または身体上の障害の程度が一定の要件に該当する方は、障害者に準ずるものとして発行される「障害者控除対象者認定書」によって確定申告等において障害者控除を受けることができます。

また、昨年受けた認定書は本年も使用することができます。

- 申請期限：平成 20 年 1 月 31 日 (木) まで
- 申請場所：役場健康福祉課 介護保険係 (Tel 32-9112)
富来支所 総合窓口係 (Tel 42-1108)
- 必要なもの：印鑑
- その他：手数料は無料、認定書は後日郵送

確定申告及び町県民税申告に向けて



1. 今年の申告相談日程

志賀町では、平成19年分の確定申告及び町県民税の申告相談を平成20年2月18日～平成20年3月17日にかけて予定しております。

地区ごとの詳しい日程や申告書の書き方等については、次回広報2月号でお知らせ致します。申告予定の方は、早めに準備を始めましょう。

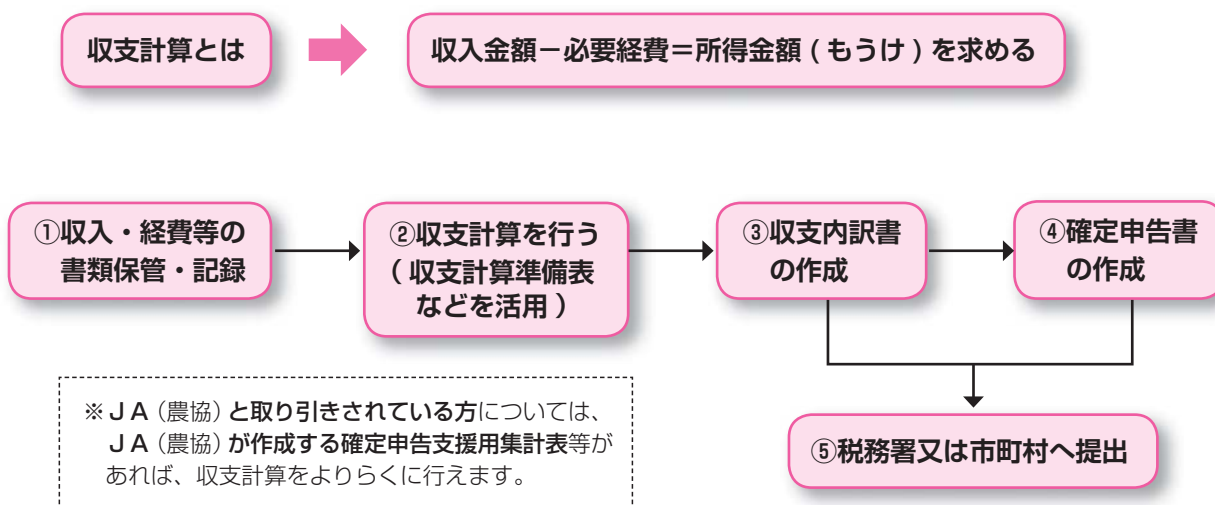
2. 申告書は自分で作成しましょう

申告は、あなたにとって、とても大切なことです。**自分で申告書**を作成しましょう。また、インターネットをご利用の方は、自宅やオフィスにしながら申告書の作成と申告ができる「**確定申告書等作成コーナー**」と「**e-Tax**」をぜひご利用ください。

- 国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>)
- e-Tax ホームページ (<http://www.e-tax.nta.go.jp>)

3. 農業所得を申告する方へ！

農業所得の計算が収支計算となってから3回目の申告となりました。申告に向けて、まず**収支計算**を行い、「**収支内訳書**」を作成しましょう。



【注意事項】

- ※ 収支内訳書を作成せずに申告相談に出向くと、申告終了までに長時間を要することとなりますので、あらかじめご了承願います。
- ※ 米、果樹、家庭菜園等でもっぱら**家事消費のみ**で、出荷や販売をまったくしていない方は、農業所得としての**申告は不要**です。
- ※ 収支内訳書や書き方等については、役場税務課窓口及び志賀町ホームページに準備してありますのでご利用ください。

●お問い合わせ 役場税務課住民税係 TEL (0767)32-9142

平成20年度償却資産の申告について

法人または個人が所有している償却資産は、地方税法第383条の規定により毎年1月31日までにその内容を申告していただくことになっています。提出期限に遅れないよう早めの申告をお願いします。

1. 申告義務者とは…

平成20年1月1日現在、志賀町内に償却資産を所有されている方。

※前年度申告された方へは既に申告書等送付しております。

※新規事業者等で今年度初めて申告される方は税務課までご連絡ください。申告記載用紙を送付いたします。

2. 固定資産税の課税対象となる償却資産とは…

土地及び家屋以外の有形の固定資産で現に事業の用に供しているもの^{※1}や事業の用に供することができる資産（ただし、電話加入権、漁業権、特許権その他の無形減価償却資産は除く。）をいい、その減価償却額または減価償却費が、法人税法または所得税法の規定による所得の計算上、損金または必要な経費に算入される性格のもの（法人税または所得税が課されない者が所有するものを含みます。）

※1「事業の用に供する」とは、所有者がその償却資産を自己の営む事業のために使用する場合だけでなく、事業として他人に貸付ける場合も含まれます。

【償却資産の種類と具体例】

種 類	主な償却資産の具体例
構 築 物	駐車場のフェンス、舗装道路、門、庭園、緑化施設、広告塔等
機 械 及 び 装 置	工作機械、木工機械、印刷機械、土木建設機械、（ブルドーザー、パワーショベルなど）各種産業用機械及び装置等
船 船	モーターボート、漁船、貨物船等
車両及び運搬具	構内運搬車、運搬台車等 ※自動車税及び軽自動車税の課税対象とならないもの
工具器具及び備品	パソコン等 OA 機器、事務机、椅子、応接セット、キャビネット、ロッカー、各種自動販売機、医療機器、測定工具、金庫、コピー、エアコン、ファクシミリ、冷蔵庫等 その他業務用の備品

3. 申告期限 平成20年1月31日（木）

4. お問い合わせ 税務課資産税係まで TEL 32-9141（直通）

《実地調査協力をお願い》

税務課では、地方税法第353条及び408条に基づき、「適正かつ公平な課税」に向けた実地調査（事業所を訪問しての帳簿・現物照合調査及び質問等）を行うことがありますので、その際にご協力をお願いします。

また、実地調査等に伴って修正申告をお願いすることがありますが、その場合の課税年度は現年度だけではなく、資産の取得時期に応じて遡及することがあります。

《ご注意ください》

申告すべき事項について虚偽・過少の申告をした場合、または正当な理由がなく申告をしない場合は、罰則規定により罰金又は過料を科せられることがあります。（地方税法385条、同386条）

町税の減免には、申請が必要です。

まだ申請していない方は、り災証明書の写しと印鑑をご持参のうえ
平成20年1月31日までに必ず申請してください。

対象者

【固定資産税（家屋）】

居宅、納屋、土蔵、車庫、店舗、工場など家屋のり災の程度が、全壊、大規模半壊または半壊と判定されたとき。

【固定資産税（土地）】

現地調査により、被害の程度が当該面積の10分の2以上であると判定されたとき。

【固定資産税（償却資産）】

被災により、事業の用に供さなくなったとき。

【個人住民税（町県民税）】

平成18年中の合計所得金額が1,000万円以下の方で、居住する住宅（借家を除く）のり災の程度が全壊、大規模半壊または半壊と判定されたとき。

【国民健康保険税】

平成18年中の合計所得金額が1,000万円以下の世帯で、居住する住宅（借家を除く）のり災の程度が全壊、大規模半壊または半壊と判定されたとき。

減免割合

各税目及びり災の程度により、減免割合は異なります。
詳しくは、下記までお問い合わせください。

本庁舎税務課（32-9141） 富来支所税務課分室（42-1111）

石川社会保険事務局からのお願い

社会保険庁では、基礎年金番号に結びついていない記録について、現在、名寄せを実施し、記録の統合に向けた取組を進めており、「ねんきん特別便」で社会保険庁が把握している記録を、お届けの住所にお送りしています。

しかし、住所が変更されてもお届けがない場合「ねんきん特別便」をお届けすることができませんので、住所の変更・訂正は、ご自身で手続きいただく必要があります。お手数ですが以下の手続き先で手続きをお願いします。

- ・国民年金第1号被保険者・・・役場窓口で
- ・厚生年金加入者 } 厚生年金加入者の方のお勤め先の
- ・国民年金第3号被保険者 } 社会保険担当者の方へ
- ・年金受給者・・・・・・・・・・お近くの社会保険事務所で

◆手続・お問い合わせは◆

七尾社会保険事務所 0767-53-6511 志賀町役場国保年金係 32-9121（直通）